

消費生活センター。で

なんか困ったときに相談できるとこらしいで

- - 知らんけど。

問題:こんなトラブルのとき、みんなやったらどうする?



ケース1

ネット通販の 『初回お試し価格』 定期購入だった・・



YouTubeで啓発アニメ公開中







アンケートに 答えるだけのはずが **高額エステ契約**に!?



YouTubeで啓発アニメ公開中





ケース3

儲け話に誘われて。 楽して儲かるはずが 大損に・・・



YouTubeで啓発アニメ公開中



答え:消費者ホットラインTEL188に相談する。

電話相談:月~金 9:00~17:00

土日祝 10:00~16:00 来訪相談:月~金 9:00~16:30 電子メール相談 ※初回のみ受付。

総続相談は電話または来訪でお願いします。



消費生活センターに

どうやって 相談したらいいん?

`KOBE

問題:消費生活センターにどうやって相談したらいい?

ステップ1



商品やサービスを購入・契約したときの

申込画面ゃ契約書を準備する。

ステップ2



い・や・や

消費者ホットラインTEL188に電話する。

電子メール相談もあります→





継続相談は電話または来訪でお願いします。

ステップ3

専門の相談員がトラブルに対応します!





- 相談を受けるにあたり知っておいていただきたいこと-
- 1. 原則として、ご本人からお電話ください。
 - トラブルの詳細をお聞きしますので、ご本人からお電話ください。
- 2. 消費生活に関する相談窓口です。
 - 当相談窓口は、消費生活に関する相談の窓口です。個人の間のトラブルなどの相談は受け付けていませんのでご了承ください。
- 3. 相談をお受けするのに必要な個人情報をお聞きします。
 - 相談受付時には、相談者の方に、氏名、住所(市区町村まで)、電話番号、性別、年齢などの個人情報をお聞きします。